

⑥ 給与支払報告書(個人別明細書)

※ 区分		※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者住所	1			2			氏名
	3			4			5
種別	支払金額	給与所得控除後の金額(調整控除後)	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額			
給料・賞与	円	円	円	円			
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額	6 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)	非居住者である親族の数		
有	無	特定	老人	その他	7		
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
円	円	円	8				
9 (摘要)							
10 生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額		
11 住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)			
	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)			
12 源泉・特別控除対象配偶者	(フリガナ)氏名	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期障害保険料の金額	15	
	個人番号			基礎控除の額	所得金額調整控除額		
13 控除対象扶養親族	1 (フリガナ)氏名	区分	14 (フリガナ)氏名	区分	13-①		
	2 (フリガナ)氏名	区分	2 (フリガナ)氏名	区分			
	3 (フリガナ)氏名	区分	3 (フリガナ)氏名	区分	14-①		
	4 (フリガナ)氏名	区分	4 (フリガナ)氏名	区分			
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	ひとり親
							16 中途就・退職
							受給者生年月日
							就職 退職 年 月 日 元号 年 月 日
支払者	17 (右語で記載してください。)						
	(電話)						

1 住所

住民票の所在地ではなく、令和6年1月1日現在で実際に住んでいる住所を記入。

2 個人番号・氏名

個人番号、氏名、フリガナを必ず記入。姓と名の間は1文字分の間隔を空ける。(姓と名が区別できるよう記入)

3 給与所得控除後の金額(調整控除後)

所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記入。

4 所得控除の額の合計額

基礎控除(48万円又は15の金額)+社保・生保・地震保険料・障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・配偶者(特別)・扶養控除の合計額を記入。

5 源泉徴収税額

所得税と復興特別所得税の合計額を記入(平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得については、復興特別所得税として所得税額の2.1%を加算)。

6 控除対象扶養親族の数

16歳以上の扶養控除対象となる扶養親族の数を該当する区分ごと記入。

7 16歳未満扶養親族の数

16歳未満(平成20年1月2日以降に生まれた方)の扶養親族の数を記入。
6と重複しないので注意。4の扶養控除額の計算には含まない。

8 11 住宅借入金等特別控除の額及び内訳

- 8 住宅借入金等特別控除の額が算出税額を超える場合には、算出税額を限度に記入。
- 11 居住開始年月日、住宅借入金等特別控除区分は必ず記入。
- 11 住宅借入金等特別控除可能額欄は、住宅借入金等特別控除額が算出税額を超えた場合に記入。

9 摘要

- 13 14に記入できない5人目以降の扶養親族は、13-① 14-①との対応関係が分かるように、括弧書きの番号を付して氏名を記入。(例：[1] 諏訪税太)
- 中途就職者で、前職の給与を含めて年末調整をした場合は、前職の「事業所所在地、名称、退職年月日、給与等支払金額、社会保険料控除額、源泉徴収税額」を記入。(複数社ある場合はすべて記入)
- 専従者の場合は「専従者(青色事業所は「青色専従者」、租税条約適用者は「租税条約」と記入。
- 普通徴収の場合は「普通徴収切替理由書」で選択する切替理由の符号(普A~普F)を記入。

10 各種生命保険料の支払金額

「新生命保険料・新個人年金保険料・介護医療保険料」の欄には、平成24年1月1日以後に締結した保険契約の金額を、「旧生命保険料・旧個人年金保険料」の欄には、平成23年12月31日以前に締結した保険契約の金額を記入。

12~14 (源泉・特別)控除対象配偶者・扶養親族(該当ある場合は個人番号を必ず記入)

- 令和6年度以降、扶養親族が非居住者(海外居住者)の場合、区分の記載方法が変更になりました。詳しくは、国税庁HPをご確認ください。
- 12「配偶者の合計所得」の欄は、配偶者(特別)控除を適用する場合に記入。
- 13-①は13に記入できない5人目以降の扶養親族の個人番号を記入。(9参照)
- 14-①は16歳未満の扶養親族について13-①と同様に記入。

15 基礎控除の額 16 生年月日

48万円の場合は記入不要。生年月日は必ず月日まで正確に記入。元号は漢字で記入。「昭和」等

17 支払者

個人番号又は法人番号を必ず記入。

※給与支払報告書の作成について、詳しくは国税庁 HP (<https://www.nta.go.jp/>)「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」(トップページ上より→刊行物等→パンフレット・手引→法定調書関係)をご覧ください。

〈提出先・お問合せ先〉 〒392-8511 長野県諏訪市高島一丁目22番30号
諏訪市役所 税務課 市民税係 (1階8番窓口)
TEL 0266-52-4141 (内線131・132・133)